

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	田村町山中地区 (山中)	令和3年3月10日	令和5年8月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	154.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	28.5 ha

2 対象地区の課題

<p>山中地区の農地の状況は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が9.4ha、後継者不明の農業者の耕作面積が0.6ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が27haとなっており、現状地域の農地は中心経営体が引き受け可能だが、今後地域の農業者の高齢化が進むことが考えられるため更なる後継者の確保、育成が必要である。</p> <p>【地域の話し合いにおいて抽出された課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 近い将来、高齢化が進み、農業をリタイヤしたい人が増加し、規模拡大を希望する人が少ない。 農業を存続したくても、農機具の価格が高く、採算が合わない。 基盤整備がされていない小区画の圃場等は、受け手がいない。 山中地区は中央部に谷田川が流れ、堤防の草木が毎年伸び、農作業に支障をきたしている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>山中地区の農地利用は、原則中心経営体である認定農業者1法人3経営体、認定新規就農者2法人及びその他2経営体が担っていく。</p>

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
計	6経営体 2法人	水稻等	30 ha	水稻等	58.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 担い手の育成、確保等について
近隣の農地所有適格法人と地区内の担い手が連携、協力をしながら、地区内の農地を守り遊休農地を作らないように努めていく。また、将来地区内で担い手となる新規就農者を育てるよう努める。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 基盤整備の取組方針
地区内に基盤整備未実施地区があり、小区画の農地等は担い手にとって作業を効率的に行うことが困難であるため、機械の大型化に対応した圃場の整備を農地の集積、集約化とともに進めていく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 地域農業全体について
既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理などの作業を行い効率的に農作業ができる環境づくりを実施していく。
また、谷田川河川堤防路の除草等についても農作業が安全にできるよう関係機関と調整を行っていく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 農地中間管理機構の活用方針及び農業用機械等の導入に関する方針
地域の農家が様々な事情により営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、地域の中心経営体である担い手へ機構を通じて貸付けを進めていく。
なお、農業用機械や施設の導入、更新の際には積極的に補助事業等を活用し、周知を行っていく。 |